(証券コード　9980)
平成28年６月７日

株　主　各　位

大阪市中央区瓦町二丁目２番９号
マルコ株式会社
代表取締役社長　朝倉　英文

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

本年４月の熊本地震により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時30分

２．場　　所　奈良県橿原市久米町652番地の２
橿原ロイヤルホテル２階「ロイヤルホール」

３．目的事項

報告事項　１．第39期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第39期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 定款一部変更の件（１）
第３号議案 定款一部変更の件（２）
第４号議案 第三者割当による募集株式の発行の件
第５号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)３名選任の件（１）
第６号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)３名選任の件（２）
第７号議案 監査等委員である取締役３名選任の件
第８号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第９号議案 会計監査人選任の件
第10号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第11号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し１個とさせていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.maruko.com）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

提供書面

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策、日銀の金融政策により、企業収益は緩やかな回復傾向が続いたものの、原油安による世界経済の減速、また、中国経済の失速により、為替相場は円高基調となり好調であった輸出企業の業績も停滞感が出ており、一般的な消費者マインドは競争力のある価格商品へと向かっております。

このような状況のなか、当社グループは、ご紹介をいただいた顧客への特典、また、年間での購入金額が多い顧客への特典を充実させる制度を導入し、顧客満足度向上の取り組みを強化してまいりました。

また、７月から９月にかけては新規顧客拡大のためのイベント、１月から３月にはキャンペーンを開催いたしました。

商品施策として11月に基幹商品及びミドルエイジ層向け商品の追加カラーを発売し、また、新規顧客のための商品をリニューアルし、モニターにて当社の商品を試着していただくことで新規顧客拡大に努めてまいりました。

一方、経費面においては、上期からの販売費及び一般管理費の削減を継続した結果、下期においては営業利益の黒字化を達成いたしました。

中国事業におきましては、大連店・上海店に続き平成28年１月に２社とのフランチャイズ契約を締結するなど、販路拡大に取り組んでまいりました。

これらの結果、売上高134億79百万円、営業損失６億円、経常損失５億19百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は、当社の保有店舗・全社資産において収益性の低下がみられたため、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、特別損失（減損損失27億22百万円）の計上などにより、37億６百万円となりました。

なお、当社グループは体型補整を目的とした婦人下着及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

企業集団の品目別売上高は次のとおりです。

区　　分	第39期 (平成28年３月期) (当連結会計年度)		前年度比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
製　品				
ファンデーション・ランジェリー				
(ボディスーツ)	1,979	14.7	－	－
(ブラジャー・ガードル等)	8,417	62.5	－	－
その他	961	7.1	－	－
小　計	11,358	84.3	－	－
商　品				
ボディケア化粧品・下着用洗剤	1,578	11.7	－	－
健康食品	282	2.1	－	－
その他	647	4.8	－	－
小　計	2,508	18.6	－	－
合　計	13,866	102.9	－	－
その他	△387	△2.9	－	－
総合計	13,479	100.0	－	－

(注) １．金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。
２．製品のその他は主に、ストッキングとスイムウェアの金額であります。
３．その他は、ポイント引当金繰入額の金額であります。
４．当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前年度比については記載しておりません。

＜ファンデーション・ランジェリー部門＞

“美しい姿勢を引き出すトータル補整”をコンセプトとした基幹シリーズ「Carille（カリーユ）」とミドルエイジ層向け商品「Belleages Avance Sakura（ベルアージュ アヴァンセ サクラ）」の追加カラーを発売いたしました。また、新規顧客のための商品をリニューアルいたしました。レッグ補整用製品では、ミドルエイジ層向けシリーズ「LEGMAKING BRANMOSSU（レッグメイキング ブランモッシュ）」に加え、新基幹商品として「LEGMAKING SEFIRD（レッグメイキング セフィル）」などを発売いたしました。

これらの結果、ファンデーション・ランジェリー及びストッキングなどの当連結会計年度における売上高は、113億58百万円となりました。

＜ボディケア化粧品・下着用洗剤部門＞

ミドルエイジ層向けボディケアブランド「AXAGE（アクセージュ）」シリーズをリニューアルしたほか、トータル・ボディケアとファンデーションケアブランドの「PEAU DE L'ANGE（ポー・ド・ランジェ）」シリーズを継続して販売した結果、当連結会計年度における売上高は、15億78百万円となりました。

＜健康食品部門＞

ダイエット代替食「SILK CREATE SLIM（シルククリエイトスリム）」及び特定保健用食品「Clear lina（クリアライナ）」を継続して販売した結果、当連結会計年度における売上高は、２億82百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、有形固定資産に64百万円、無形固定資産に42百万円及び差入保証金に11百万円であります。その主なものは店舗の出店・移転・改装に伴うものであります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第36期 (平成25年３月期)	第37期 (平成26年３月期)	第38期 (平成27年３月期)	第39期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　上　高	－	－	－	13,479
経　常　利　益	－	－	－	△519
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	△3,706
１株当たり当期純利益	－	－	－	△121円60銭
総　資　産	－	－	－	8,179
純　資　産	－	－	－	4,721

（注）１．△印は、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び１株当たり当期純損失を示しております。

２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。

３．当社では、第39期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第36期 (平成25年３月期)	第37期 (平成26年３月期)	第38期 (平成27年３月期)	第39期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　上　高	9,608	17,021	15,578	13,465
経常利益	474	733	△403	△486
当期純利益	220	291	△489	△3,702
１株当たり当期純利益	７円23銭	９円56銭	△16円06銭	△121円46銭
総　資　産	13,044	13,911	12,746	8,176
純　資　産	9,161	9,209	8,866	5,103

（注）１．△印は、経常損失、当期純損失及び１株当たり当期純損失を示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。
３．第36期は、決算日変更により平成24年９月１日から平成25年３月31日までの７ヶ月間となっております。

(4) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
瑪露珂爾(上海)国際貿易有限公司	４百万中国元	100％	体型補整用婦人下着の販売

(5) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営ビジョンを踏まえ、当社グループといたしましては、下記の点を重要な課題と考えております。

① 顧客の拡大

顧客目線に立ったサービスを継続・徹底することにより、顧客満足度の向上を図り、幅広い年齢層の顧客拡大を図ってまいります。また、ネット会員の拡大も図ってまいります。

② 教育の充実

「実務認定試験制度」を実施することにより、実務力を強化し、「店長研修」を実施し、店舗マネジメント能力の向上を図ります。また、「新人研修」を継続して実施し、お客様に最高のサービスが提供できる販売員を養成してまいります。

③ ネット販売事業の拡大

新規会員獲得と既存会員向けサービスの充実及びオリジナル商品の開発に取り組んでまいります。

④ 中国事業の拡大

平成28年１月より開始したフランチャイズ事業の拡大を図ってまいります。

⑤ コンプライアンス遵守の徹底

社員教育を徹底し、社内外でのコンプライアンス遵守の徹底をしてまいります。また、当社グループは多くの顧客情報を取扱っており、個人情報保護の観点より、今後も社内体制、教育を徹底し、個人情報管理に努めてまいります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前事業年度において営業損失４億70百万円、当期純損失４億89百万円を計上し（前事業年度は連結計算書類非作成）、当連結会計年度におきましても、営業損失６億円、親会社株主に帰属する当期純損失37億６百万円を計上しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していることを認識しております。

しかしながら、当該事象又は状況を解消、改善するために、新たな顧客獲得策として、１．現会員様向け新規顧客紹介特典、２．職域販売として企業毎に従業員様向けセミナー開催（当社商品の魅力を知っていただきご来店につなげる）、３．体型補整を実感していただくための無料モニター制度（３週間での体型補整トライアル）、４．最近来店されていない顧客の再来店促進策としてメールマガジンの活用などを実施するとともに、経費につきましては前期からの削減策を継続してまいります。

また、翌連結会計年度において、本社土地・建物の売却による収入が予定されており、当面の事業資金の確保はなされていることに加えて、平成28年６月28日開催予定の当社第39期定時株主総会での承認可決を条件としておりますが、健康コーポレーション株式会社に対する第三者割当による募集株式の発行による払込みも予定されることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(6) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、主として体型補整を目的とした婦人下着（ファンデーション・ランジェリー）・ボディケア化粧品・健康食品等を販売しております。

(7) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 当社

本　社　　大阪市中央区瓦町
物流センター　奈良県橿原市醍醐町
営業店　　229店舗

地区	店舗数
北海道・東北・信越	29
関東	49
北陸・東海	56
近畿	30
中国・四国	5
九州・沖縄	60
合計	229

② 子会社

瑪露珂爾(上海)国際貿易有限公司　中華人民共和国上海市金山区

(8) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況　　2,116名（88名）

（注）１．使用人数は従業員数であり、パートタイマー等は（ ）内に年間平均人員を外数で記載しております。
２．使用人数には、社外から当社グループへの出向者を含みます。
３．当社グループは、体型補整を目的とした婦人下着及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
４．当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

区　　分	使　用　人　数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男　　性	80名(4名)	13名減(1名増)	44.8歳	14.8年
女　　性	2,030名(84名)	211名減(12名減)	35.2歳	10.1年
合計または平均	2,110名(88名)	224名減(11名減)	35.6歳	10.3年

(注) 1．使用人数は従業員数であり、パートタイマー等は ( ) 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2．使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

(9) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　普通株式　66,150,000株
② 発行済株式の総数　普通株式　32,047,071株
③ 株主数　8,492名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
伊藤忠商事株式会社	8,055	26.42
正岡規代	3,400	11.15
マルコ社員持株会	2,022	6.63
梶村絹子	1,350	4.42
正岡昌子	1,350	4.42
石川誠	250	0.82
池田豊治	226	0.74
阪田和弘	184	0.60
鎌田龍太郎	160	0.52
松波省一	130	0.42

（注）１．当社は、自己株式を1,567,605株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．上記大株主の正岡規代氏は、平成27年７月24日に逝去されましたが、平成28年３月31日現在、名義書換手続未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	朝倉英文	執行役員販売本部長
取締役	渡辺純二	執行役員教育部長
取締役	饗庭光夫	執行役員管理本部長
取締役	米田宏一	執行役員支援本部長兼 販売本部副本部長
取締役	中分孝一	伊藤忠商事株式会社 ファッションアパレル第二部門長
常勤監査役	石井純一	
監査役	金子公一	ＪＰＳ税理士法人 共同代表
監査役	大田敏信	大田税務会計事務所 所長
監査役	西脇幹雄	伊藤忠商事株式会社 繊維カンパニーＣＦＯ

（注）１．取締役中分孝一氏は、社外取締役であります。

２．監査役金子公一氏、監査役大田敏信氏及び監査役西脇幹雄氏は、社外監査役であります。

３．監査役金子公一氏及び監査役大田敏信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。

（平成27年４月１日付）

取締役朝倉英文氏は、執行役員販売本部長に就任いたしました。

取締役渡辺純二氏は、執行役員販売本部長から執行役員教育部長に異動いたしました。

（平成27年11月１日付）

取締役米田宏一氏は、執行役員支援本部長から執行役員支援本部長兼販売本部副本部長に異動いたしました。

５．当社は、監査役金子公一氏及び監査役大田敏信氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 総 額
取　締　役	5名	70,100千円
監　査　役	4名	25,321千円

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．社外取締役1名及び社外監査役3名に対する報酬等の総額は14,040千円であり、上記報酬等の総額に含まれております。
3．取締役の報酬限度額は、平成24年11月28日開催の第35期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成7年11月29日開催の第18期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中分孝一氏は、伊藤忠商事株式会社ファッションアパレル第二部門長を兼務しております。

なお、伊藤忠商事株式会社は、当社の大株主であり、特定関係事業者であります。同社と当社との間には取引関係があります。

監査役金子公一氏は、ＪＰＳ税理士法人共同代表を兼務しております。

なお、ＪＰＳ税理士法人と当社との間には特別の関係はありません。

監査役大田敏信氏は、大田税務会計事務所所長を兼務しております。

なお、大田税務会計事務所と当社との間には特別の関係はありません。

監査役西脇幹雄氏は、伊藤忠商事株式会社繊維カンパニーＣＦＯを兼務しております。

なお、伊藤忠商事株式会社は、当社の大株主であり、特定関係事業者であります。同社と当社との間には取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　中分　孝一	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席いたしました。繊維業界で培った経験と知識から意見を述べる等、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役　金子　公一	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。財務及び会計に関する専門的見地から意見を述べる等、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役　大田　敏信	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。財務及び会計に関する専門的見地から意見を述べる等、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役　西脇　幹雄	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。長年にわたる経理・財務部門における職務経験から意見を述べる等、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

(3) 会計監査人に関する事項

①　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

②　会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、上記の会計監査人の報酬等について、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間、配員計画、監査の方法及び報酬見積りの相当性等を確認し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、会社法第340条第１項各号に該当した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人として適正に職務遂行するための監査品質の管理体制等の整備、監査の実施の状況等から、会計監査人の監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められた場合には、監査役会は、会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、株主及び消費者を重視した経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、公正な事業活動を通じて経営の健全性及び透明性の向上を図ることにより、取引先、社員等を含むステークホルダーに対する企業価値の向上を目指します。また、当社を取り巻く社会・経済環境の変化に対応し、経営上の組織体制を整備し、迅速な意思決定並びに適時・適切な情報開示に努め、内部統制機能の強化・整備を図るとともに、透明で質の高い経営の実現に向け取り組んでまいります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンスの重要性を認識した、より高い社会倫理観に基づいた企業活動を実践するため、その判断基準となる「企業行動憲章」及び「行動規範指針」を制定し、取締役及び使用人に対して法令及び企業倫理の遵守を周知徹底する。

・法令及び定款の遵守を図るべく「コンプライアンス規程」を整備し、取締役及び使用人が公正で、高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底する体制を整備する。

・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備・維持を図り、コンプライアンス担当部門と教育担当部門が連携して適切な教育・啓蒙活動を実施する。

・内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携・協力の上、内部統制システムの整備・維持のため、社内業務の実施状況の把握、業務の執行における法令・定款及び社内規程等の運用状況を監視・検証する。

・社内規程の周知徹底を図るため、社内規程を社内イントラネットに掲載し、取締役及び使用人がいつでも縦覧できるように整備する。
・社内における法令・定款・その他諸規程に違反する行為、不正行為等の早期発見及び是正を目的として「ヘルプライン規程」を定め、取締役及び使用人からの内部通報を受ける窓口を社内に設置するとともに、監査役へ直接通報できる体制を整える。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等の取締役の職務の執行に係る文書、資料、情報及び電磁的記録等については、「文書管理規程」に従って適切に保存及び管理を行うとともに、当該文書等について閲覧の要求があった場合は直ちに提出する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、経営に重大な影響を与える不測の緊急事態が発生または発生が予測される場合には、「危機管理規程」に基づき迅速に対応し、損害の拡大防止に努める。
・内部統制委員会は、「リスクマネジメント規程」に基づき定期的にリスクの精査、対応策の検討を行い、全社的なリスクマネジメントを整備・推進する。日常におけるリスク全般の管理について、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するためのマップ等を整備するとともに、各部署における発生可能性のあるリスクを明確化し、防止策を立案の上、運用する。
・情報セキュリティについては、情報セキュリティに関する諸規程を制定し、情報セキュリティ研修を行い周知徹底する。情報セキュリティに関する施策については、情報セキュリティ委員会にて審議する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・毎月１回定例の取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な職務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
・経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において審議した上で取締役会にて決定し、実効性を高める。
・取締役会での決定事項の職務の執行については、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」の定めに従い、各本部長及び各部署責任者の管理・監督の下で適正かつ効率的に行う。
・代表取締役社長は、社会情勢、経済情勢、その他環境変化に対応した経営計画を策定し、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるた

め、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務の執行が効率的に行われるように監督する。

⑤　当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・「関係会社管理規程」に基づき、必要事項を監督し、関係会社の経営状況を把握する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会と協議の上、必要に応じて社員を補助すべき使用人として指名することができる。

・監査役がその職務の遂行のために指名する使用人の任命、解任、人事異動、人事考課、懲戒処分については、監査役会の同意を得た上で決定する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、必要な報告及び情報提供を行うとともに、会社、子会社または関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、「取締役及び使用人の監査役に対する報告等に関する規程」に従い、直ちに監査役に報告する。

・取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について適宜報告する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行う他、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議または委員会に出席する。

・監査役は、会計監査人及び内部監査部門から監査計画及び監査結果について説明を受け、随時意見交換を行う等、常に連携を図る。

・監査役または監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託することができるものとし、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、会社はこれを拒むことができない。

⑨　業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

当事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）における業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は以下のとおりです。

１．取締役及び使用人の職務の執行の法令及び定款の適合性を確保するため、「企業行動憲章」及び「行動規範指針」を制定し、周知徹底を図るとともに、遵守徹底するため、年１回役員及び管理職社員に対し、「誓約書」の提出を求めています。

また、各種規程を社内イントラネットに掲載し、制改定を行った場合には、社内に対し周知しています。

２．コンプライアンス遵守のため、「企業行動憲章」「行動規範指針」「コンプライアンス規程」その他の各種規程を制定するとともに、制改定時に社内イントラネットにて周知しています。また、当該規程等を遵守徹底するため、入社時（全社員対象）及び年１回（役員及び管理職社員対象）に対し「誓約書」の提出を求めています。

３．当社におけるリスクを把握するため、代表取締役社長、取締役、常勤監査役、各部署長をはじめとするメンバーで構成される内部統制委員会において、リスクマップを精査し、当事業年度におけるリスクの明確化、防止策等を検討しました。

また、社内イントラネットにおいて、全社員に対し情報セキュリティ研修を実施しました。また、情報セキュリティ委員会を当事業年度は２回開催し、情報セキュリティに関する施策を検討しました。

４．当社の子会社については、「関係会社管理規程」に従い、適宜情報収集を行うとともに、必要に応じて取締役会において報告しました。

５．当事業年度において、経営会議及び取締役会を適宜開催し、重要な職務の執行を決定しました。

６．監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席するほか、内部統制委員会等へ出席し、内部統制の整備及び運用状況について確認しました。

また、代表取締役社長、取締役等との面談を実施し、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を実施しました。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	【3,050,043】	流動負債	【2,663,941】
現金及び預金	1,334,058	買掛金	1,305,788
売掛金	861,688	リース債務	11,946
商品及び製品	610,743	未払金	166,035
貯蔵品	53,826	未払費用	358,152
前払費用	123,627	未払法人税等	110,058
その他	66,303	前受金	114,982
貸倒引当金	△205	預り金	31,590
固定資産	【5,129,237】	賞与引当金	90,000
（有形固定資産）	(4,458,006)	返品調整引当金	17,000
建物及び構築物	2,531,696	ポイント引当金	387,000
工具、器具及び備品	15,164	資産除去債務	6,612
土地	1,911,145	未払消費税等	64,774
（無形固定資産）	(3,666)	固定負債	【793,840】
（投資その他の資産）	(667,564)	リース債務	20,828
長期前払費用	4,238	資産除去債務	326,170
差入保証金	660,966	退職給付に係る負債	435,038
その他	4,800	繰延税金負債	10,842
貸倒引当金	△2,440	その他	960
		負債合計	3,457,781
		（純資産の部）	
		株主資本	【5,095,314】
		資本金	2,332,729
		資本剰余金	2,195,452
		利益剰余金	1,059,784
		自己株式	△492,651
		その他の包括利益累計額	【△373,815】
		為替換算調整勘定	8,985
		退職給付に係る調整累計額	△382,801
		純資産合計	4,721,498
資産合計	8,179,280	負債純資産合計	8,179,280

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**13,479,999**
売上原価		**7,162,473**
売上総利益		6,317,526
返品調整引当金戻入額		16,000
返品調整引当金繰入額		17,000
差引売上総利益		6,316,526
販売費及び一般管理費		**6,917,459**
営業損失		600,932
営業外収益		
受取利息	403	
受取手数料	30,574	
業務受託料	24,000	
債務勘定整理益	19,827	
その他	21,236	96,042
営業外費用		
支払利息	3,029	
不動産賃貸費用	4,439	
支払手数料	3,748	
その他	3,211	14,430
経常損失		519,320
特別損失		
固定資産除却損	2,652	
減損損失	2,722,826	
その他	1,469	2,726,949
税金等調整前当期純損失		**3,246,269**
法人税、住民税及び事業税	112,709	
法人税等調整額	347,423	460,133
当期純損失		**3,706,402**
親会社株主に帰属する当期純損失		**3,706,402**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日　残高	2,332,729	2,195,452	4,827,146	△492,633	8,862,694
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△60,959		△60,959
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△3,706,402		△3,706,402
自己株式の取得				△17	△17
株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△3,767,362	△17	△3,767,380
平成28年３月31日　残高	2,332,729	2,195,452	1,059,784	△492,651	5,095,314

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成27年４月１日　残高	10,470	4,277	14,747	8,877,442
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△60,959
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△3,706,402
自己株式の取得				△17
株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額（純額）	△1,484	△387,079	△388,563	△388,563
当連結会計年度変動額合計	△1,484	△387,079	△388,563	△4,155,943
平成28年３月31日　残高	8,985	△382,801	△373,815	4,721,498

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	【3,023,545】	流動負債	【2,661,964】
現金及び預金	1,300,746	買掛金	1,305,788
売掛金	861,688	リース債務	11,946
商品及び製品	600,666	未払金	167,033
貯蔵品	53,826	未払費用	357,981
前払費用	122,575	未払法人税等	110,058
その他	84,247	前受金	112,179
貸倒引当金	△205	預り金	31,590
固定資産	【5,152,601】	賞与引当金	90,000
（有形固定資産）	(4,458,006)	返品調整引当金	17,000
建物	2,504,489	ポイント引当金	387,000
構築物	27,206	資産除去債務	6,612
工具、器具及び備品	15,164	未払消費税等	64,774
土地	1,911,145	固定負債	【411,039】
（無形固定資産）	(3,666)	リース債務	20,828
ソフトウエア仮勘定	3,666	資産除去債務	326,170
（投資その他の資産）	(690,928)	退職給付引当金	52,237
関係会社出資金	25,276	繰延税金負債	10,842
長期前払費用	4,238	その他	960
差入保証金	659,053	負債合計	3,073,003
その他	4,800	（純資産の部）	
貸倒引当金	△2,440	株主資本	【5,103,142】
		資本金	2,332,729
		資本剰余金	2,195,452
		資本準備金	2,195,452
		利益剰余金	1,067,612
		利益準備金	378,793
		その他利益剰余金	688,818
		別途積立金	2,780,000
		繰越利益剰余金	△2,091,181
		自己株式	△492,651
		純資産合計	5,103,142
資産合計	8,176,146	負債純資産合計	8,176,146

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**13,465,577**
売上原価		**7,149,191**
売上総利益		6,316,385
返品調整引当金戻入額		16,000
返品調整引当金繰入額		17,000
差引売上総利益		6,315,385
販売費及び一般管理費		**6,880,208**
営業損失		564,822
営業外収益		
受取利息	522	
受取手数料	30,574	
業務受託料	24,000	
債務勘定整理益	19,827	
その他	20,074	94,999
営業外費用		
支払利息	3,029	
不動産賃貸費用	4,439	
支払手数料	3,748	
為替差損	1,885	
その他	3,211	16,315
経常損失		486,138
特別損失		
固定資産除却損	2,652	
減損損失	2,704,725	
その他	48,489	2,755,867
税引前当期純損失		**3,242,006**
法人税、住民税及び事業税	112,709	
法人税等調整額	347,423	460,133
当期純損失		**3,702,139**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
平成27年4月1日　残高	2,332,729	2,195,452	2,195,452	378,793	2,780,000	1,671,917	4,830,711	△492,633	8,866,259	8,866,259
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△60,959	△60,959		△60,959	△60,959
当期純損失（△）						△3,702,139	△3,702,139		△3,702,139	△3,702,139
自己株式の取得								△17	△17	△17
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△3,763,099	△3,763,099	△17	△3,763,116	△3,763,116
平成28年3月31日　残高	2,332,729	2,195,452	2,195,452	378,793	2,780,000	△2,091,181	1,067,612	△492,651	5,103,142	5,103,142

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

マ ル コ 株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺　田　勝　基㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千　﨑　育　利㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、マルコ株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年４月28日開催の取締役会決議に基づき、健康コーポレーション株式会社と資本業務提携契約を締結した。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年４月28日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社に対する第三者割当による新株の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

マ ル コ 株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺　田　勝　基㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千　﨑　育　利㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、マルコ株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年４月28日開催の取締役会決議に基づき、健康コーポレーション株式会社と資本業務提携契約を締結した。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年４月28日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社に対する第三者割当による新株の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月20日

マルコ株式会社　監査役会

常勤監査役　石　井　純　一　㊞

社外監査役　金　子　公　一　㊞

社外監査役　大　田　敏　信　㊞

社外監査役　西　脇　幹　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

しかしながら、当期の業績につきましては、大幅な損失を計上することとなり、配当につきましては誠に遺憾ながら無配といたしたいと存じます。

また、その結果、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、今後の事業展開を勘案し、別途積立金を取り崩すことにより損失を補填させていただきたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	2,780,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	2,780,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件（１）

１．提案の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正法」といいます。）により、新たな機関設計として、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、関連する定款の一部を変更するものであります。

また、改正法において、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、定款の一部を変更するものであります。

なお、この定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

このほか、事業活動の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款の事業目的を追加し、これに伴う号数の変更を行うものです。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２条（目　　的） 　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～11.（条文省略） （新　　設） （新　　設） （新　　設） 12. 前各号に附帯する一切の業務	第２条（目　　的） 　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～11.（現行どおり） 12. 理容および美容業 13. ブライダル事業 14. スポーツジム事業 15. 前各号に附帯する一切の業務
第３条（条文省略）	第３条（現行どおり）
第４条（機　　関） 　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条（機　　関） 　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　　除） ３．会計監査人
第５条～第17条　（条文省略）	第５条～第17条　（現行どおり）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
第18条（員　　数） 　当会社の取締役の員数は、10名以内とする。 （新　　設）	第18条（員　　数） 　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、10名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役の員数は、５名以内とする。
第19条（選任方法） 　取締役は、株主総会において選任する。 ２　（条文省略） ３　（条文省略）	第19条（選任方法） 　取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。 ２　（現行どおり） ３　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	4　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
第20条（任　　期） 　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条（任　　期） 　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠監査等委員である取締役としての選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。
第21条（代表取締役および役付取締役） 　取締役は、その決議をもって、代表取締役を選定する。	第21条（代表取締役および役付取締役） 　取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2　取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	2　取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第22条（取締役会の招集権者および議長） 　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。	第22条（取締役会の招集権者および議長） 　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
2　社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
3　取締役会の招集通知は、会日より３日前にこれを発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	3　取締役会の招集通知は、会日より３日前までにこれを発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	4　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　　設）	第23条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第23条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	第24条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　　設）	第25条（取締役会規程） 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第24条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。 ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第25条（取締役の責任免除） （条文省略） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第27条（取締役の責任免除） （現行どおり） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査等委員会
第26条（員　　数） 当会社の監査役の員数は、４名以内とする。	（削　　除）
第27条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
第28条（任　　期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	（削　　除）
第29条（常勤の監査役） 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。	（削　　除）
第30条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、会日より３日前にこれを発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第31条（報酬等） 　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	（削　　除）
第32条（監査役の責任免除） 　当会社は、会社法第426条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　　除）
（新　　設）	第28条（監査等委員会の招集通知） 　監査等委員会の招集通知は、会日より３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　　設）	第29条（常勤の監査等委員） 　監査等委員会は、その決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　　設）	第30条（監査等委員会規程） 　監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第33条～第36条　（条文省略）	第31条～第34条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	附　　則 第１条（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第39期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関し、会社法第426条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

第３号議案　定款一部変更の件（２）

１．提案の理由

第三者割当増資に備えるとともに、当社株式の流通性の向上及び将来の機動的な資本調達を可能とするため、発行可能株式総数を増加することとし、現行定款第６条（発行可能株式総数）について、6,615万株から10,000万株に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、6,615万株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、10,000万株とする。

第４号議案　第三者割当による募集株式の発行の件

本議案は、会社法第199条及び株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条の各規定に従い、健康コーポレーション株式会社（以下「健康コーポレーション」といいます。）に対する第三者割当による募集株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資は、本議案が承認可決されることのほか、第３号議案「定款一部変更の件(２)」が承認可決されることを条件といたします。

１．募集株式の発行の内容

（１）募集株式の数	普通株式　55,000,000株
（２）募集株式の払込金額	１株当たり 50円
（３）払込金額の総額	2,750,000,000円
（４）払込期日	平成28年７月５日
（５）増加する資本金の額	1,375,000,000円（１株につき25円）
（６）増加する資本準備金の額	1,375,000,000円（１株につき25円）
（７）募集又は割当の方法	第三者割当の方法により、その全てを健康コーポレーションに割り当てる。

２．本第三者割当増資を行う理由

昭和53年、当社は日本ではじめてプロポーションを整えるための“体型補整下着”を完成させました。以来、女性の美を追求し続け、よりクオリティの高い商品開発や当社独自の体型補整概念に基づくボディメイクとコンサルテーションを中心としたきめ細かなサービスを実践してきました。その軌跡は、日本に体型補整下着の新しいマーケットを開拓した歴史といわれています。おかげさまで多くのお客さまとともに、美を実現する様々なドラマを生み出すことができ、確固とした企業基盤を築くことができました。このような販売活動を行ってきた結果、現在では約49万人の累積会員を抱えるまでに至っております。

しかしながら、当社の販売する商製品は高付加価値品（主な価格帯は３万５千円から６万円です。）であるため、国内景気、消費・所得の動向に影響を受けやすい形態であります。

このような市場環境のもと、当社におきましては、新規顧客拡大のためのキャンペーン実施や各種イベントの開催、新商品の開発等の施策を実施しましたが、抜本的な消費の喚起にまでは至っておりません。当社は、このような厳しい市場環境を打開するため、自助努力として上記施策を実施してきたものの、平成27年３月期の業績は当初の予想よりも著しく落ち込み、売上高155億78百万円、営業損失４億70百万円、経常損失４億３百万円となり、平成28年３月期においても、顧客獲得策として、現会員様向けの新規顧客紹介特典、法人顧客の従業員様向けセミナーの開催、体型補整を実感していただくための無料モニター制度、顧客の再来店促進策としてメールマガジンの活用等の施策を行っておりますが、依然として厳しい状況が続いており、大幅な営業損失及び経常損失を計上することとなりました。

当社は、上記のような事業環境への対応及び業績の回復に向けた業務上の課題である新規顧客開拓と販売力強化の必要性に迫られています。

しかしながら、新規顧客獲得の観点では、過去から様々なマーケティング（広告宣伝活動、市場調査等）施策を講じているものの、社内のノウハウ不足に起因し、実質的な効果が出ておらず、当社単独ではこのような状況を脱する施策を実行することは難しい状況となっております。また、販売力強化に関しては、従来からの店舗販売にて顧客を接客するサービス提供を行っておりますが、昨今のエステや痩身などの美容に関する様々なサービス産業との差別化が難しい状況となっております。

こうした喫緊の課題に対処し、新規顧客獲得のための効果的なマーケティング活動及び宣伝広告活動を行うことのできる体制を早期に確立していくことが急務であると考えております。

そのような中、従前より、当社の筆頭株主である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の意向もあり、当社の企業価値向上につながる抜本的な資本構成の見直し及び当社の課題解決のための新たなビジネスパートナーの模索を行っておりました。平成27年８月頃から本格的なパートナー候補の選定のため、複数社の様々な候補先の検討を行いましたが、その候補先の中の一つが平成27年10月頃に筆頭株主である伊藤忠商事より紹介を受けた健康コーポレーションであり、同社は、事業の親和性から当社とのシナジー（相乗効果）を見込め、かつ、候補先の中で唯一具体的な条件面の提示を行ったことから、同社との検討を進めてまいりました。

健康コーポレーションは、平成15年４月に健康食品の通信販売を目的として設立された株式会社で、平成18年５月に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場しています。健康コーポレーションは、「どろあわわ」（洗顔料）を主力とする美容関連商品をインターネット通信販売等を通じて販売・提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してきました。平成24年２月には、健康コーポレーション傘下の中核企業であるRIZAP株式会社（住所：東京都新宿区北新宿二丁目21番１号、代表者：瀬戸健。以下「RIZAP社」といいます。）において、パーソナルトレーニングジム「RIZAP」（以下「RIZAP」といいます。）を出店し、ボディメイクを経て「健康的な体と心、気持ちの変化、輝く未来」を提供すべく新規事業となるボディメイク事業を立ち上げました。健康コーポレーションは、「自己投資産業No.１」をグループビジョンとして掲げ、美容・健康関連事業、アパレル関連事業、住関連ライフスタイル事業、エンターテイメント事業を展開しており、売上高は、平成25年３月期178億円、平成26年３月期239億円、平成27年３月期391億円と驚異的に業績を伸ばしております。中でも、美容・健康関連事業の業績の牽引役となっているRIZAPは、卓越したマーケティングと徹底した顧客満足度の追求により、設立３年目である平成25年３月期にして、売上高100億円を突破するなど、高付加価値のサービスを提供する店舗型ビジネスにおいて圧倒的スピードで成長しております。

RIZAP社のサービスの当社会員への提供や、当社の新規顧客を獲得するためのマスプロモーション広告（消費者への商品認知度拡大のため、テレビ広告、雑誌広告、インターネット広告などを活用すること）などの実施によりシナジーが発揮されると考えられ、健康コーポレーションより資本業務提携契約締結の提案がなされました。かかる提案について当社での検討の結果、下記のような業務上のシナジーが見込まれるため、資本業務提携契約の締結に至った次第です。

当社は、紹介等を通じた店舗運営のノウハウと年間購入会員６万人の資産を有効活用することを企図している反面、マスプロモーション広告の経験に乏しく、また、補整下着以外の開発の経験も少ない状況です。健康コーポレーションは、約５万人の会員を有するRIZAPをはじめとし、美容機器、美容

商品、ダイエット商品、サプリメント等の顧客訴求力のある商材の企画、開発及び各種広告などを活用したプロモーション活動に強みを有しているため、上記のとおり、両社が融合することで、RIZAPのサービスの当社会員への提供や、当社の新規顧客を獲得するためのプロモーションの実施などのシナジーが発揮されると考えられます。また、当社が培ってきた補整下着の店舗運営や社員の教育ノウハウを健康コーポレーショングループと人材交流を通じて供与し、当社の収益拡大及び健康コーポレーション傘下のRIZAP社における売上の増大の双方を実現することが可能となると考えております。

健康コーポレーションは当社との資本業務提携の前提として、連結子会社化による当社のグループ化を考えており、また、本第三者割当増資は、当社の財務体質の強化のための自己資本比率を増強し、企業価値向上に向けたマーケティングの施策に積極的に取り組むための資金需要に対応する資金を確保するため、加えて、本第三者割当増資実施後の機動的な事業運営に基づくシナジーを早期に創出していくために決定されたものであります。

当社としても、より効果的なシナジー創出の観点から、単なる業務提携に止まらず健康コーポレーションの子会社となることで、同社の要望を実現できるとともに、当社の課題である新規顧客獲得においても貢献いただけ、両社にとって上記シナジーの発揮も併せて期待できることから、この提携が最善であるとの決断に至りました。

当社は、下記のように、当社サービスと近いビジネスモデルで成長してきたRIZAP社のノウハウを最大限活用したシナジーを生み出すことで、顧客基盤を急速に拡大することが可能と見込んでおります。当社及び健康コーポレーションは、商品等の共同開発、店舗開発情報の共有、広告宣伝・販促活動、人材の相互交流などでの各種施策について、協業を進める中で、検討を進めてまいります。

① マーケティング力の活用

当社では、独自のノウハウによる高い紹介率を強みとして、既存顧客からの紹介を中心とした顧客獲得をしております。しかしながら、様々なサービス産業の隆盛による顧客基盤の縮小による新規顧客層の減少が売上減少の大きな要因となっており、広告宣伝を活用したマーケティングによる縮小均衡状態の打破が喫緊の課題となっております。他方で、RIZAP社は、当社と同様に、高付加価値サービスの店舗ビジネスを展開しておりますが、昨年のCM好感度ランキング３位（CM総合研究所発表「CM好感度調

査」）を獲得するなど、卓越したマーケティングにより、その新規顧客層を拡大し続けております。今後は、こうしたRIZAP社のマーケティングノウハウを最大限活用することで、積極的な広告宣伝により顧客基盤を拡大し、さらに当社の強みである紹介につなげることで一気に顧客基盤を拡大していく予定です。また、PR活動についても、RIZAP社との協業など、これまでにないPR施策を実行していく予定です。

② 健康コーポレーションのグループ顧客基盤との相互送客

割当予定先である健康コーポレーションは、美容商材を扱う通信販売事業に加え、RIZAPを扱うRIZAP社、マタニティ・ベビーウェアを扱う株式会社エンジェリーベ、レディースアパレルを扱う株式会社馬里邑、株式会社アンティローザ、夢展望株式会社など、グループ全体で、女性を中心とした数百万人の顧客基盤を持っております。こうした顧客基盤は、当社のターゲット層と親和性が高く、即効性が高く、かつ多数の相互送客が可能となるものと見込んでおります。

③ RIZAP社と連携した新プログラムの開発

RIZAP社の顧客基盤は、美に対する意識が高い女性が多いといった点で、ターゲット層が当社と極めて近いものとなっております。また、RIZAPは、適切な運動指導と栄養指導による体重・体脂肪率の減少の短期達成を強みとしており、当社は、補整下着によって、その引き締まった体型を維持していくことを実現できると思っております。こうした双方の強みを持ち寄ることで、従来なかった画期的な女性向けのプログラムメソッドを開発し、全国の当社店舗や、RIZAP店舗において、大々的に展開することを検討しております。

上記のとおり、当社の顧客基盤拡大に向け、RIZAP社を中心に健康コーポレーションと極めて高いシナジーが見込めるものと確信しております。

また、健康コーポレーショングループは、グループ商材を活用した積極的な株主優待や配当政策を実施し、株主還元に取り組んでおります。当社としても、本第三者割当増資実施の後、健康コーポレーションにならい、これまで以上に積極的に株主優待及び配当政策に取り組んでいく所存です。

３．特に有利な払込金額で募集株式を発行することを必要とする理由

発行価額につきましては、前記「２．本第三者割当増資を行う理由」で記載のとおり、当社の課題解決のための新たなビジネスパートナーを確保することが不可欠であるとの認識のもと、当社の置かれた現状及び将来の企業価値向上が見込まれることに鑑み、健康コーポレーションとの間で交渉を重ねました。当初、健康コーポレーションより、当社に対するデューデリジェンス及び当社の直近の業績を踏まえて、発行価額を１株40円として提案されました。

これに対して当社は、市場価格からかい離していることから条件面について複数回の交渉を重ね、市場株価までの増額を試みました。その結果、健康コーポレーションより一定の譲歩を受け、発行価額を１株50円として再提案されました。当社は、当該再提案に対し、更なる発行価額の増額交渉を試みましたが、当該条件以外を提示することはできないとの回答を受けました。この結果、借入等の他の資金調達手法やその他のビジネスパートナーとの協業についても視野に入れながら、十分な検討をいたしましたが、健康コーポレーションは、新規顧客獲得及び販売力の強化という当社の喫緊の課題に対応するための最善のパートナーであること、中長期的な観点からは、本第三者割当増資の実行によるシナジーの創出が企業価値向上に資すると見込まれること及び現在の当社の置かれている状況等を総合的に勘案した結果、健康コーポレーションの提案を受けることを決断いたしました。

当社取締役会においては、当該発行価額による本第三者割当増資の実行について審議を重ね、①将来の発展のために十分な成長資金を確実かつ迅速に調達する必要があること、②中長期的な観点からは、本第三者割当増資の実行によって健康コーポレーションの子会社になること及び同社との業務提携による新規顧客獲得を中心としたシナジーの創出が当社単独で事業展開を行うことに比して、企業価値向上に資すると見込まれること、③筆頭株主である伊藤忠商事からも、成長資金を調達できる第三者割当増資という手法及び健康コーポレーションとの資本業務提携によるシナジーにより企業価値向上を目指すという方針については、概ね理解を得ていることを総合的に勘案した結果、上記の発行価額による本第三者割当増資の実行には合理性があり、株主の皆様にもご理解いただくことができるものと判断し、１株50円を発行価額と決定いたしました。

当該発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年４月27日）の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値（以下「終値」といいます。）169円に対して70.4％のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの１ヶ月間（平成28年３月28日から平成28年４月27日まで）の終値の平均値102円に対して50.8％のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの３ヶ月間（平成28年１月28日から平成28年４月27日まで）の終値の平均値91円に対して45.0％のディスカウント及び取締役会決議日の直前営業日までの６ヶ月間（平成27年10月28日から平成28年４月27日まで）の終値の平均値101円に対して50.7％のディスカウントとなっております。会社法第199条第２項、同条第３項及び第201条第１項によれば、公開会社であっても、募集株式の払込金額が特に有利な金額である場合には株主総会の特別決議が必要になります。払込金額が特に有利な金額であるか否かの判断は、募集事項を決定する日の直前の市場株価又は一定期間の平均株価を参考にすることが通例です。

募集株式の払込金額が特に有利な金額にあたるか否かの基準は、一般的に、日本証券業協会の定める「原則として、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額又は当該決議の６ヶ月前の日以降の任意の日から当該決議の直前日までの間の価額に0.9を乗じた価額以上の価額であること」という自主ルールが参考とされます。このルールに照らすと、上記のとおり、本第三者割当増資の発行価額は、決議日直前日の終値並びに決議日直前日までの１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値平均値のいずれと比較しても10％を超えるディスカウントとなっていることから、「特に有利な金額」に該当するものと判断いたしました。

よって、本第三者割当増資は、会社法第199条の規定に従い、本議案のご承認（特別決議）を条件として実施することといたします。

４．発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は55,000,000株（議決権数550,000個）であり、平成28年４月28日の取締役会決議直前における発行済株式に係る議決権の数（304,541個）の180.60％となり、株主の皆様に対して25％以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。また、本第三者割当増資により、健康コーポレーションは当社の支配株主に該当することとなります。

本第三者割当増資は、このような希薄化を伴いますが、前記「２．本第三者割当増資を行う理由」で記載いたしましたとおり、マスマーケティングを活用した新規顧客の拡大、人材交流による店舗販売力の強化及び両社連携による新規商材の開発等が見込まれ、本第三者割当増資は将来にわたる収益性の向上に寄与すると判断いたしました。また、割当予定先である健康コーポレーションとの間で今後強固な関係を確立し、中長期的には、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、株主の皆様にもご理解いただくことができる内容であり、発行数量及び希薄化規模について合理性があるものと考えております。

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり株主の皆様に対して大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に従い、本議案のご承認（特別決議）を条件として実施することといたします。

なお、当社は、健康コーポレーションから、本第三者割当増資により取得する株式について、安定株主として長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件（１）

当社は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（５名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	あさくらひでふみ 朝倉英文 （昭和33年８月６日生）	昭和57年４月 伊藤忠商事株式会社入社 平成21年６月 同社テキスタイル・製品部長 平成21年11月 当社社外取締役 平成23年４月 伊藤忠商事株式会社 繊維原料・テキスタイル部門長代行 平成24年４月 出向 当社取締役副社長 平成25年６月 伊藤忠商事株式会社退社 平成25年６月 当社代表取締役社長（現任） 平成27年４月 当社執行役員 販売本部長	18,809株
	【選任理由】 同氏は、繊維業界で培った豊富な経験と幅広い知識を有し、平成21年より当社取締役を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。同氏には、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	わたなべ じゅんじ 渡辺 純二 （昭和35年11月13日生）	昭和59年１月 九州マルコ株式会社入社 昭和63年10月 当社入社 平成14年11月 当社取締役 平成19年４月 当社執行役員 営業部長 平成20年９月 当社執行役員 事業企画部長 平成21年６月 当社執行役員 営業部長 平成22年11月 当社取締役(現任) 平成26年４月 当社執行役員 販売本部長 平成27年４月 当社執行役員 教育部長 平成28年４月 当社執行役員 教育・コンプライアンス本部長(現任)	19,867株
	【選任理由】 同氏は、当社において長年にわたり営業部門、教育部門に在籍し、その豊富な経験、実績を活かして当社取締役を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。同氏には、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		
3	あいばてるお 饗庭光夫 （昭和26年４月１日生）	昭和48年４月 丸紅株式会社入社 平成11年９月 当社入社 経理部長 平成22年10月 当社執行役員 総務部長 平成23年11月 当社取締役(現任) 平成26年４月 当社執行役員 管理本部長 平成28年４月 当社執行役員 販売サポート本部長(現任)	23,636株
	【選任理由】 同氏は、当社において長年にわたり管理部門に在籍し、その豊富な経験、実績を活かして当社取締役を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。同氏には、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．所有する当社株式の数には、マルコ役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件(２)

健康コーポレーション株式会社との資本業務提携に伴う経営強化のため、新たに就任することとなる取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第４号議案「第三者割当による募集株式の発行の件」が原案どおり承認可決され、同議案に基づく募集株式の発行により、当該募集株式の払込金額の総額の払込み（以下「本払込み」といいます。）がなされることを条件として、平成28年７月６日に生ずることといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	いわもとしんじ 岩本眞二 (昭和37年９月12日生)	昭和60年４月 ニチメン株式会社(現双日株式会社)入社 平成13年10月 ニチメンメディア株式会社 代表取締役社長 平成16年１月 スタイライフ株式会社 代表取締役社長 平成20年８月 株式会社ハイマックス 代表取締役社長 平成25年４月 株式会社ＡＸＥＳ 取締役社長 平成25年12月 株式会社エンジェリーベ 取締役副社長 平成26年２月 株式会社馬里邑 取締役副社長(現任) 平成26年11月 株式会社エンジェリーベ 代表取締役社長(現任) 平成27年３月 夢展望株式会社 社外取締役(現任) （重要な兼職の状況） 株式会社エンジェリーベ 代表取締役社長 株式会社馬里邑 取締役副社長 夢展望株式会社 社外取締役	－株
	【選任理由】 同氏は、経営者として、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。同氏には、当社グループの経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言をいただくことを目的に、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	おおにしまさみ 大西雅美 （昭和33年3月5日生）	昭和55年４月 株式会社丸井入社 平成18年４月 タルボットジャパン株式会社 顧問 平成18年５月 同社代表取締役社長 平成19年４月 泰波姿商貿有限公司(上海) 董事長 平成20年５月 エディバウアージャパン株式会社 顧問 平成20年６月 同社取締役副社長 平成22年６月 ＡＱＵＡ株式会社 代表取締役 平成22年６月 青島愛客玩具有限公司 董事長 平成24年１月 ＡＱＵＡ株式会社 顧問 平成25年３月 プラスナイロン株式会社 顧問 平成25年６月 同社代表取締役社長 平成25年６月 株式会社レヴアル 代表取締役社長 平成28年１月 株式会社馬里邑 代表取締役社長(現任) 平成28年４月 株式会社三鈴 代表取締役社長(現任) （重要な兼職の状況） 株式会社馬里邑 代表取締役社長 株式会社三鈴 代表取締役社長	－株
	【選任理由】 同氏は、経営者として企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。同氏には、当社グループの経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言をいただくことを目的に、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	かく　たけ　よし 加來　武　宜 （昭和56年３月10日生）	平成17年４月 司法研修所入所 平成18年10月 司法研修所修了 平成18年10月 弁護士法人中央総合法律事務所入所 平成21年10月 金融庁検査局総務課 金融証券検査官任官 平成22年４月 証券取引等監視委員会(併任) 平成23年６月 金融庁退官(任期満了) 平成23年９月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 平成26年２月 健康コーポレーション株式会社入社 経営企画部部長(現任) 平成26年５月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成26年６月 株式会社ＤｒｏｐＷａｖｅ(現株式会社Ｘｉｏ）取締役(現任) 平成27年10月 ＲＩＺＡＰ株式会社 取締役(現任) 平成28年１月 ＲＩＺＡＰイノベーションズ株式会社 取締役(現任) 平成28年２月 株式会社タツミプランニング 取締役(現任) （重要な兼職の状況） 健康コーポレーション株式会社 経営企画部部長 ＲＩＺＡＰ株式会社 取締役 ＲＩＺＡＰイノベーションズ株式会社 取締役 株式会社Ｘｉｏ 取締役 株式会社タツミプランニング 取締役	－株
	【選任理由】 同氏は、戦略コンサルティングファームや法律事務所での実務経験も有しており、また、健康コーポレーション株式会社経営企画部部長及びＲＩＺＡＰ株式会社取締役として、全社的な事業企画やマーケティングに関する知識と経験を有しております。同氏には、これらの知識と経験を活かし、グループ間におけるノウハウの活用やシナジー促進のため、また専門的見地からの助言・提言をいただくことを目的に、取締役候補者としたものであります。		

（注）１．岩本眞二氏、大西雅美氏、加來武宜氏は新任取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．岩本眞二氏は、本株主総会参考書類作成時点において、本払込みがなされた場合に当社の親会社となる健康コーポレーション株式会社の子会社である株式会社エンジェリーベ、株式会社馬里邑の業務執行者であり、その地位、担当は、略歴に記載のとおりであります。

4．大西雅美氏は、本株主総会参考書類作成時点において、本払込みがなされた場合に当社の親会社となる健康コーポレーション株式会社の子会社である株式会社馬里邑、株式会社三鈴の業務執行者であり、その地位、担当は、略歴に記載のとおりであります。
5．加來武宜氏は、本株主総会参考書類作成時点において、本払込みがなされた場合に当社の親会社となる健康コーポレーション株式会社の業務執行者であり、また、当該親会社となる会社の子会社であるＲＩＺＡＰ株式会社、ＲＩＺＡＰイノベーションズ株式会社、株式会社Ｘｉｏ、株式会社タツミプランニングの業務執行者であり、その地位、担当は、略歴に記載のとおりであります。
6．加來武宜氏が就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第７号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件(１)」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件(１)」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	いし　い　じゅん　いち 石　井　純　一 (昭和23年11月１日生)	昭和47年８月 ジオスター株式会社入社 平成３年７月 同社株式公開準備室事務局 平成12年５月 株式会社辻野入社 総務部長 平成19年11月 当社入社 平成20年９月 当社執行役員 総務部長 平成21年10月 当社執行役員 人事部長 平成24年11月 当社常勤監査役(現任)	7,817株
	【選任理由】 同氏は、当社管理部門を担当された後、平成24年より当社常勤監査役を務めております。当社事業についての理解も深く、客観的な見地から適切な監査をしていただいていることから、同氏がその豊富な経験、実績等を活かして、当社業務執行状況の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	かねこ　こういち 金子　公一 (昭和23年７月１日生)	昭和47年４月 中村会計事務所入所 昭和59年11月 新光マネージメントサービス株式会社入社 昭和63年５月 新橋国際法律事務所入所 平成４年１月 有限会社ティーケーケーコーポレーション 代表取締役 平成９年11月 当社社外監査役(現任) 平成12年５月 金子税理士事務所開設 平成19年８月 ＪＰＳ税理士法人設立 共同代表(現任)	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、税理士として専門的な知識、経験等を有しており、加えて長年にわたり当社社外監査役を務められ、当社事業についての理解も深く、客観的な見地から適切な監査をしていただいていることから、当社業務執行への助言、牽制等、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。 なお、同氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって18年７ヶ月となります。		
3	おおた　としのぶ 大田　敏信 (昭和30年10月８日生)	昭和49年４月 金沢国税局採用 昭和49年７月 出向 大阪国税局 平成５年７月 大阪国税局退官 平成５年８月 大田税務会計事務所入所 所長(現任) 平成12年11月 当社社外監査役(現任)	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、国税局任官及び税理士として培われた財務及び会計に関する幅広い経験及び知識を有しており、加えて長年にわたり当社社外監査役を務められ、当社事業についての理解も深く、客観的な見地から適切な監査をしていただいていることから、当社業務執行への助言、牽制等、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。 なお、同氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年７ヶ月となります。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．金子公一氏及び大田敏信氏は、社外取締役候補者であります。
３．各取締役候補者の選任が承認された場合、当社は各候補者との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
４．所有する当社株式の数には、マルコ役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。
５．当社は、金子公一氏及び大田敏信氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両候補者の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第８号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件(１)」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件(１)」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
栢沼康夫（かやぬまやすお） (昭和25年７月20日生)	昭和48年４月 伊藤忠商事株式会社入社 平成10年５月 出向 ＮＯＲＴＯＮＳ ＩＴＡＬＹ 副社長 平成13年10月 出向 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 平成15年６月 同社財務部長代行兼財務部コーポレートファイナンス室長 平成16年５月 同社食料経営管理部長 平成17年５月 同社食料カンパニーチーフ フィナンシャルオフィサー兼食料経営管理部長 平成19年５月 同社繊維カンパニーチーフ フィナンシャルオフィサー 平成21年11月 当社社外監査役 平成22年４月 当社社外監査役辞任 平成22年５月 伊藤忠食品株式会社入社 常務執行役員経営企画本部本部長兼経営企画部部長 平成22年12月 同社取締役 常務執行役員経営企画本部本部長兼経営企画部部長 平成24年４月 同社取締役 常務執行役員経営企画室室長兼ＣＳＲ担当 平成25年４月 同社取締役 常務執行役員コーポレート部門管掌兼ＣＳＲ担当兼コンプライアンス担当 平成26年６月 同社非常勤理事(現任)	－株
【補欠の社外取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり、財務部門並びに経営企画部門に携わり、これまで培ったビジネス経験と幅広い視点で、当社業務執行への助言、牽制等、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者としたものであります。		

(注) １．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．栢沼康夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．栢沼康夫氏は、過去、当社の社外監査役でありました。
４．栢沼康夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第９号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が東邦監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の長年にわたる会計監査の実績、独立性をはじめ職務的専門家としての適格性、当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制などを総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成28年３月31日現在）

名　　称	東邦監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田小川町三丁目３番２号
沿　　革	昭和54年３月　東邦監査法人設立
概　　要	資本金　13百万円 構成人員　代表社員・社員　８名 公認会計士（常勤）　８名 公認会計士（非常勤）　14名 その他職員　４名 関与会社数　65社

第10号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成24年11月28日開催の第35期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額280,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第２号議案及び第５号議案が原案どおり承認可決されますと３名（うち社外取締役０名）、第６号議案が原案どおり承認可決され、就任されますと３名（うち社外取締役０名）の計６名となります。

なお、本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第11号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第７号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　奈良県橿原市久米町652番地の２
　　橿原ロイヤルホテル２階「ロイヤルホール」
　　電話　０７４４－２８－６６３６
交通　近鉄「橿原神宮前駅」東出口より徒歩１分

